

レベル	授業	課外活動	学生の入校	教員・研究活動	事務局	学内会議
0	通常の対面授業	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
1:一部制限 目安:全国的な感染者数が小康状態にあるとき	感染拡大防止に留意して通常の対面授業の実施	感染拡大防止に留意して実施	感染拡大防止に留意して登校	感染拡大防止に留意して活動	感染拡大防止に留意して勤務	感染拡大防止に留意して対面会議を行うが、リモート会議も活用する
2:制限・小 目安:全国的に一定程度の感染者数が確認されるとき	三密を避ける対面授業の実施 原則対面で遠隔は補完	感染拡大防止措置を講じた上で実施可能 ただし感染リスクの高い閉鎖空間での活動を制限	以下の場合を除き、登校を控える。 ・対面授業の受講(遠隔授業を学内で受講する場合を含む) ・学生指導上必要な場合 ・三密を避ける図書館利用 ・感染拡大措置を講じた課外活動	感染拡大防止に留意し、時差出勤・テレワークの活用	感染拡大防止に留意し、時差出勤・テレワークの活用	同上
3:制限・中 目安:東京都に「まん延防止等重点措置」が適用	演習・実技系を中心に対面で行った方が教育的効果の高い科目を、三密を避ける対面で行う。 遠隔、対面の併用	感染拡大防止措置を講じることに加え、事前に大学事務局に届け出ることによって実施可能 ただし感染リスクの高い閉鎖空間での活動や大人数での活動を制限	以下の場合を除き、登校を控える。 ・対面授業の受講(遠隔授業を学内で受講する場合を含む) ・学生指導上必要な場合 ・図書館利用(ただし人数制限等の可能性あり) ・感染拡大措置について事前に届け出た課外活動	同上	同上	同上
4:制限・大 目安:東京都に「緊急事態措置」が適用	原則的に遠隔で授業を行い、単位認定に不可欠な特別の場合に限り、三密を避ける対面授業を行う。	やむを得ない特別な場合に大学事務局の許可を得て行う活動を除き、原則として活動停止	以下の場合を除き、登校を控える。 ・対面授業の受講(遠隔授業を学内で受講する場合を含む) ・学生指導上緊急に必要な場合 ・やむを得ない場合の図書館利用 ・やむを得ない場合の課外活動	可能な限り時差出勤・テレワークを活用する	大学事務局機能を維持するために必要な人員のみ出勤し、それ以外はテレワークを活用	可能な限りリモート会議で行う
5:原則活動停止 目安:新宿キャンパスで爆発的に感染が拡大	遠隔授業のみ実施	全面活動停止	全面的な登校禁止	原則、立ち入り禁止	大学施設の維持管理要員のみ出勤し、それ以外は原則テレワーク	原則、リモート会議のみ